鶯宿雜記

五百三十七
五百三十八

238
合289
1

国立国会図書館　　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

鶯宿雜記 附

238
577
1

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

鶯宿雑記別録草稿

惣目録

一 政敬御主意書

一 いろは之草　　一 新田開発御寺

右ハいつれも写本ニて御座候得共筆者ハ他出ニて不了寿

右一冊ハ巻首ニ記ス其他ハ写本ニて其外ハ[illegible]

巻之弐　吉林内省録抄記　緒方惟勝

巻之三　治地略考　本田蘭陵先生

巻之四　船長日記　尾州半田村船頭重吉漂流之記

巻之五　埜藩川崎氏筆記　上杉家大坂御陣留記

東京淺草 駒井宗藏

森名城内 駒井家藏

寄贈本

東京淺草駒井家秘玩四十巻

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

松窩六七帖 天保十亥ノ抄ノ記し

巻之六下上 天保辛丑紀聞 此内ニ林家述斎先生隅田川ニ百首アリ

天保十二年十二月廿日敬院様御葬送御行列且又

古昔被為復天皇号候御式書

大御所家斉公薨御始終之一件

巻之七 蒙斎先生手簡 翠園子ヘノ消息し

巻之八 雑抄 集抄摘ニ長橋書状ヲ写筆記歟

松窩天保十一庚子六七帖抄録

巻之九 昆陽漫録抄録

岡本華亭先生支配所往来並詩哥

天保改元詔 後鴻録抄出 舎従輯録

栗山先生近衛殿下ヘ書ノ内し

巻之十 擽雲記

巻之十一 霏玉集 鈇斎家定姫君御教集

巻之十二 栗山先生手簡 猪里先生局號 差鍔考

十界図考 蒼鍔考以下稲葉喜兵考 應和録

巻之十三 聖像考白石 大廟御遺詔 准三宮之事

儀同三司准大臣事 是ヨリ類衆し此書ニアリ

家系附録序説 太閤天下田地竿入 玉考白石

地名河川両字通用考白石 史獄考白石

巻之十四 俳優白石 楽考同上

巻之十五 紫野家世紀聞

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

巻之十六　勢陽雑記拾遺追加　東都大久保稲荷縁起
堀田摂州正教度文　時頼之二士難儀ノ条
巻之十七　天保六乙未ヨリ申ノ秋大飢饉之話
巻之十八　丁酉後風説紀聞
巻之十九　責善会
巻之二十　丁酉後風説紀聞二
巻之廿一　作りぬし　如来　把憂辻譚　平山　松塗鳴く
月忌説　新蘆面命抄録　室新ならトアリ
巻之廿二　油井九橋　切支丹渡　釜煎　牛裂
焼松知　鋸くり　鍛鋼之法
駿河斧多限儀序　加藤清正壁書

巻之廿三　近世世事談抄紀　沾涼　雅楽以北方身投　藤葉盛春紀
巻之廿四　涙襟集
国朝旧章録　天下ハ天下論　鳩巣
神君御在世御合戦場
御当家御代々御書判御朱印図
除邑録　武家執政之事　林家
御法条之事　武家諸法度
新帝御践祚之事　御即位之事　林春斎撰　除邑録以下
嘉定之事　此条原本ニナシ　宝貨事略　同上
年紀考年号文字出所　林信言述
米穀金銀之事　太宰弥左つ述

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

巻之廿五 旧章録 六紙有序 外ニアリ 朝鮮風俗之事
琉球事略
御宮御修繕御座敷并所々御建立寺社繪額 筆者
天正ヨリ延享中迄之事物之権輿 世上之変異
鈴林危言 平山子龍
巻之廿六 奥御儒者成嶋司直上書 内藤伊勢氏消息
天保十二年辛丑諸侯方御譜代并御旗本乗馬
上覧
野夫談 天保十三四年約之解書
天保十三壬寅年イキリスニテ阿片多年移割右清ノ
交易一件 天保十一後松窩十七帖抄書
堤巻箱 逆浪大坂方首帳
巻之廿七 退私録 四
巻之廿八廿九 忠臣秋話録
巻之三十 武士訓 光圀卿 若君御傳言
武法大成記拾端
巻之卅一 行費抄之内甲要下野信濃尾張
の内六ケ条拔抄
巻之卅二 小草卷 續小草上中下 尾別野也百
伊達正宗ノ本多正純ヘ送ル簡牘
脇坂壽堂心相同巻
行嚢抄之東西須之廣三段ノ内抄録
以下も同巻抄録し
巻卅三 漂民并覚之記 漂流伊勢白子幸太夫之

巻之卅四
武功吟味集
壬寅紀聞 天保十三年
巻之卅五
菅原系譜
文化之子年九月晦日若年寄堀田摂津守殿
より御尋ニ付差出候菅公之御家人御用者
系図
遍照院様御葬式一件
克从録附言 田坂典膳為御家来出
一件
献芹録 小野端
天保八年丁酉八月十三日大風雨之節書 完

一件
保国院様御代 酒井雅楽頭様北平殿ほ守様
右御三家様当所御入部より依時宜
御門番出之番ホ下り作法不有之
御内意御座候事
保国院様御近物御年寄衆より下人事
一 大鏡院様御自筆山家御有姓青山
刀立之鳴祥蔵八九先全集四冊

巻之卅六
壬戌后遊録序
世之扎安抄

国立国会図書館 鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

238
577
1

卷一廿七　鴨長明海道之記
榊葉式部太輔消息
卷之廿八九　峯白集歌一部
卷一四十　詠歌為
別錄大尾
陟岵篇

井上因碩呈書

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

鶯宿雜記

238
577
1

列傳一

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

鶯宿雑記巻之一草稿

定綱公御代

掟

一於家中随分浪人召抱筆者一之儀ニ而満道具常ニ支
度可有之去年於原陣参不逢ニ而心入ニ而事を
若者時分不計中可九合嗜不可忘事

一弓鉄炮馬上之御嗜より衣類私宅等之事華而
已飾ことく行ふ不可用之若気ニ而しきを不可好事

一友之催振舞之事今世可為制止若又去不叶客有
之時者書以枝目之御定次第ニ可仕事

東京淺草駒井家蔵
寄贈本
桑名城門駒井家藏

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

二月十五日

掟

一家中諸士何事によらす徒党を企候者とこれあるにおゐて
ハ重罪過無拠ニ於テ把罪ニ輩ハ一類ヲ令断罪事

一不忠之族出来不及理非を去事於江戸ニ至さ分別を究め
時宜によりて可申之理運を正し挿弁可申し又無隠
急度断を可申ハ日本国中力之及ふ所さかしまて尋ね
候又文字法断急度可申候断罪之上道理を背き不立
侍作法ニ而罪過又ハ立侍にあらさる事

一家中諸急務本法等ニテ其過ハ但ハ於在所を改めたさ於て
ハ不可有相違然る処無子細之所へ従て過ニ出ス人有て
出るへ居去して見遁挿人共又人をいさかひ出しうしろ差
可為同罪事

右之趣諸従下ニ至るまて堅可令合仍如件

未二月十八日

條々

一御目見出仕之者又毎朝立帰ニ於ても無油断様ニ可申事を可相
入ケ間敷事在相心得油断候ニ可申候時ニ心得可申御座候ハゝ
大通用取寄之可申上る候可申是非可有御伺申候を伺ニ而
様婦ともかくたとも心得度為出仕之者無出来何時

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

常々よりハ悪敷なと心得候而も扨大名の供ニ家風を乏
有りて人ハ斯つまりさる故ニ候て則心底ニ相談人多て有之ト
と無之事也 御定メ如く候ニ付各自分ニ得と可論候
不申自然ある所ハ時ニ而家風被振候ニ居合ヲ以可行届
出無之ハ其及兼申ニ付候違背ニ於ハ御定ニ有之候ニ付
悉得行届申候 仍如件

九月十八日

加藤主之允
今阪平左衛門
久徳新助殿
大関五兵衛殿
酒井右門殿
早乙女主馬殿
奥平伝忠殿
吉村相右衛門殿
小笠原大隅殿
久松寺門殿
樋口助之丞殿
久松善右衛門殿

一 今度御上洛ニ而御供ニ被召候ニ付人数の内違無之 作出ト
不有之心得候ト 但旅宿ニ而可為小荷駄ニハ七ツニ起六ツニ休候様
可申付事
一 拙者共之侍袷ニ而名字 但本黒
一 甲冑五ツ合ニ而其外一尺二寸四方具足櫃ニおゐて入 但併明
一 物ハ悪敷合ニ而かしおゐて
一 具足ニ箱有合次第 但挟箱持ハかつき或ハ背負馬ニも
付やしハ不苦候
一 刀の柄糸ニ而大成ニ有之事
一 捌礼口并入七放五放可為様ニ可有之成事

一 馬鎧物頭ハ小さ子の今の儀、但小者ハ九ハそくよろひ同前
侍衆諸傍衆かつのちの方ニ深ニて可然事、但馬ハ秋
覆おゝても不苦候
一 歩行之武者をなかてすら丁目入ニさまた立沓をかりぬ、袋為称
之儀有之間
一 馬口取沓持之道抜、小者布物深く深出て紋をも可付
但も今もつゝ小さ出も鉢も蓑掛同前之事
一 鑓持挟箱持紙ゝ可出もすゐもお安下ニハ人おだ之人ほとを
揃ゆかりやしの可有事
寛永十二年十二月十六日

右 定綱公御代大垣より御上洛之時
掟條々
一 若月番之事、当番之前平旦三之九三之九寄合所出仕を
仕可申候、殊ニ者客人上下之衆礼を法刀を宿屋
殊ニ士家中諸侍法ニ入之役所おほゑし物成字所奉行
所之事并木当木物書記と不帳へ書付置後日ニ可逆
詮之事ハ乃将軍之若事用不し候私之内ニ悪沙汰ニ
候日安法之承ニ勤仕相之事
一 当番之前大目三度之城内外曲輪を廻リ道橋掃除破
損修復未度之事可人ハ及ふ者人上遠所ニよりハ馬出ても

船共も尤ニ而も拾人ニ付月一人ツヽ可相改事
一御中ニ於て金銀并郡奉行代官役目并用水口奉行ニ而面々
所要しおゐて何れ之者も自然ニ相違有之ニ而尤同所
中ニ在之者之人ニおゐて許し行要於障候ハヽ遂相談可致沙汰ニ仕旨
一他所ゟ公事訴訟家中江出入有之時ハ先切之者ゟ承届申理非を
糺可申やうニさ候ニおゐて与力之者共ハ其旨不遂同心ニ候ハ
御訴申やと行奉行ゟ行要事
一家中之訴訟有之ニ付而仰被遂ニ而ゟ出入可申者也
候ニ而候ニ付擬不弁之人多中ニ而も其仁ニ而不相成
思案ニて不相顧のこ多かるへくと相見候の様ニハ遂国守役所
掟家中法度并下知を被相背者於有之ハ一ニ而ゟ下ニ至
又他江罷り押込の族有助之人のこ事ニ付ても及詮議ニ
すへハ遂ニ而相遂安候之様裁判可為行要事
一家中之者ニ無拠可有之出入所々多く可行之者於有之ハ
不申候但シ其内ニ而とも有之ハ但し右借用之者ハ
抱置ニ而手ニ而相済候人を携ハ致ニ而尤家中ニ於て
為之之者并外ニて不可然人ニ而不許容之者於許容ハ
可及沙汰ニ候此旨但中ニ可心得事
一家中奉行中清浄を存能相改し其上於勤行之心
之を信専案を遂ニ及之所等の者ハ国中ニ可顧知

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

志願為侍ト本意之事ニ候ハヽ器量取候心底堅固於之
者ハ可相論之儀ニ於テハ一人ニ而多ク八ヶ間敷成方存寄ハ
一直訴之儀ハたとひ何様ノ儀たり共家中之面々不残心底申達
可申者不可停止事
一奉公之面々家来法式ハ前々右之通国中ニ於テ嫁娶之儀一同也
久松殿為国元為参勤之子供者次第ニ可
並ニ不可立寄并文字同類之者又者有之ハ当番之者
者無之様可申付候事
一他国之者信附ニ付而ハ当番之者ニ申達不可其滞候達ハ先
御法之通可為事

一松平大学殿家老吉村又右衛門代一人ツヽ寄合所ニ罷出若
越者之用者ニ而儀有之者罷出有之候ハヽ様書付
御沙汰之事後日ニ可為其沙汰
附 飛脚之者不時之用人ニ而も指出候ハヽ其断可有之事
右之條々堅ク相守當番之者ヘ可申付者也
寛永十九年十二月朔日
掟條目
一家中諸侍之事有之時当番之者ニ令相談之道理
之旨可申達ニ付而ハ又其儀難分明ニ付而ハ其趣可申達
可任其指図事

一配当扶持方ニ而支配之内借物已下寄用所并諸役所之出中
之算勘聚并過米之ためにかりに申付及難儀候ハヽ右ニハ
其国之家中諸役人ニ拘候もの不届者ニ為申
付侍之様ニのよう申事

一他所より参候者及御法度之物有之におゐて遂吟味不可為
許容事　書札之留書之趣ニおゐてハ久保藤部の為口上も尚可
聚利而正遂算勘許容之上ニおゐてハ其者ニ可相渡

一人遂之儀ハ悪党人召来る有之ハ其遂之上裁判可有之ト
怕元気之者有之ニ付毒殺之者候ものの指図宜有
申可裁判可有之ニ而於右之ハ談合之上孫之可為相談

当書組候ハ右ら様之上ニ可及ト有様於目之内一人上右
大事ニ候ハヽ何様之者も其者ニ可申上遂ト可

一家中諸侍之内上下ニ不応之候者有之ニおゐてハ其之品ニ其之者
立合可申事　諸侍ニ相談之上尚又理運之可有之ハ安様ニ
扶ニ於右裁判ハ何様之儀ニ可有之の所偏頗不在候事ト其族
壹人偏頗之族於有之ハ其人ニハ外之為之以他ニ本度可有之
申合之事

一家中之者小使持之所帯之事加判成り候作法堅掟
申合に而可許容之事

一於家中当番中用事有之而其の多き寄合へからす并町事

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

乞地ホ本ゟ五石め出シ下ニ而ニ為差可申合拾文
之儀可存寄之事
右之條同前学中別ゟ無滞様可有御沙汰之者也
右御書出之通護ゟ宇治甚兵衛
久蔵 新助判　久松 孫四郎判　奥平 九左衛門判
奥平 宅兵衛判　久松 鉄次郎判　久松 十郎兵衛判
御通衆御渡舟之事
一 公儀御用人御目付衆并大名衆夜中風雨之節ニ桔川通
之船ニ急入ニ付之事風雨之気色も不相成ハ其船を立置
ニて御直ニ付二十挺立拾丁立三ツ丈文箇所かりを立ニ付也

御送り屋之事
一 上使并大名衆夜中御通之時定船を出シ夜ニ而御渡し候ニ付
御朱印御用御飛脚并御急用之節人足好次第ニ而出シ可申急ニ衆
夜中桔川通ニ掛り候得共明松星候ゟ人中ゟ人侍ハ桔子ニ
より直路ニ入四日市より送屋へ付何ニも不入候ゟ御飛脚ハ
共路ゟ送り者より大事ニ而御使衆ともに桔馬一両人送
之て川流ニ而も差上候者ニ而其身柄番入川越へ申渡
一 往還之衆桔書所不當ニ而者ニ而書付ニ而為差出
在所ニ而出入往来之人ハ何時ニも此方へ相知させ申合
無所也所其手前ニ而相極め次第ニ申立候事

捕ケ門を固ク不通ニ而尤ニ麻有人を出やうニ申様
出ル御者共も打伏テ而尤可為事　若役人ニ成ル者ニ付
訳も嘉例ニ出ルに而取計ひ右ニ而弐拾ケ所麻有様
ニ付其場を不通用而我テ而尤ニ可侍ニ付出入可為
出入町人ニ訳而右之通御嘗之ニ申事

申十月九日

當番可罷出候条ニ

一城之門外附前之通リ番所掃除ホ其外人無油断様ニ可申付事

一座敷之振舞ホ夕及之通掃除ホ急度可申付因

之所ニよリ兵法心得候而可渡事

一用事御出可申も固く致斟酌不致事

一客人並迄之事不苦多分ニ而召仕人ハ其時番所へ可届事

一城中所々番所ニ申付而細工所其外召仕人無油断様ニ所々可被申之事

右之條々先年從之通堅者無油断之通更ニ仍如件

申十二月朔日

定

一諸家並家中奉公人町人之上下ニ不限博奕諸勝負堅禁制之事
附宿を借又ハ下人之者下人ニ至迄可為曲事事

一無用ニて他所へ人を遣出候事、夜中ニ出候儀ハ名主
ニ断ニ人ニ見せ候而可出事
一賊物何ニても失候者有之時ハ其所之者ニ相尋可出之、若其後
日ニ到り於ては盗人可為同罪事

慶安元年十二月十二日

掟

一年貢納俵ニ付而相定之斗を以四斗入、但斗ハ相渡候尾
張桝並を以、但人年貢ニ計
一免状之事、其地請之状面を以反別ニ掛之、何ニても免状面
庄屋并百姓中立会、田畑を状面ニ有随ニ納可申事

但新田之分ハ百姓自分として永荒地を起し候ハヽ、其当の
五年ハ作り取ニ可申事
一諸役持合造作之儀を庄屋之外勝手次第ニ於ては江戸へ可申上
百姓高ニ応し年貢并諸役を出し、納不仕候ハヽ江戸へ可申上事
右定之條々、聊も相背於其私輩ハ罪科ニ可有之
並諸役を相背輩於有之ハ可処之者也

慶安元年十二月廿八日

郡代中
御代官中

八郎左衛門
十郎九兵衛

定

一　百姓ハ絹布の帷子之事　同上下ハ有合次第之事

一　今度江戸御供之節ハ木綿羽織着致し候　同心も木綿羽織着之ハ大さむ人足之もの木綿之事ニ候
　但好次第可用之事

一　袴ハ茶ちん唐の袴可制之事　木綿絹布之袴可用之事

右之通可得其意者也
　六月廿二日

　留守中法度条々

一　兼々法度之旨急度相守勤役可仕事

一　他所者無断抱置申ましく候　若無拠子細有之ハ其所江届可申事

一　当番之面々無懈怠火之用心等所々見廻可仕事
　附相勤定番之人足下人出合加役致し助番可有之事

一　世上之取沙汰承候ハ早速家中之諸事可注進仕事

一　組頭番所無断他所出不可致　無用之外出ハ不及用不可申付事

一　家中若党以下子供抔之常ニ加判止候作法無沙汰無之様可申付事

附箋ニ在之所お勤り
一留守中衣類ハ麁略無し様ニ心得候木綿の着

慶安四年九月廿一日　定綱公御判

古来の物語に寛永の末しに天下に法度を評せられし四君子ハ
善人と称せられし御聞習四君子ハ紀伊大納言頼宣卿御聡
明にして下問を恥ず人の善を取大智ありし故に世子を
をハ天下に学者人に以られ世に仁愛の心深く領国の民安く
君子也とも称を謙遜して身に倹約をまもりて民を救ひ
国郡を令ずる人に下を并一の勤とせり阿部豊後守忠秋ハ
忠をまもりて人の善を好みけれバ之によりて信ありて浮りて
して徳あり其愚にハ不可及の気象あり板倉内膳正重
矩ハ其身行侭に行して好まいき無欲にして仁愛を
もとし勇ありて武備に意ありて家用大に不足といふとも民

を憐むこと深しといへり斗善人とハ水戸黄門光圀卿性神儒
を学ひ武勇を励し道を正し民を安んす其卿の事ハ人口に
親炙する故茲に是を略す人君の鑑とすへき事多し保科
肥後守正之ハ　台徳院様第九男にて保科正光か家
を相続せられけり才ありて其人剛正の質を備へ和漢の礼儀
神道の心法を守り儒教の正理を究め上仕するに忠貞人に越り
幼より書をよくし仏学をすきたれしに年六十にて初て小学を読
大学の基を知り程朱の学に深く入りて先生の書を読教の工夫を
用ひ初して三子信録と云書を編り并て山崎嘉右衛門をして玉
山講義を撰して是を附録とし陋儒会得を残りなきまてハ峯
隍郭郭時に顧課を務し軍糧を儲ふ兵器を備ふ風土記を作り
て居城の四境を知り社倉を建て租税を寛くし糶糴の法
を制し法を因に人情になつき事情をさとし盗使を出して封内を巡
らせしめ下情を公に達す五年代防をなし不忠不情の者を罷し
故子慎孫を称し祖をゆるくし究して将ちるを出たるの是を旌し
旅客病あれハ是を救ひ孤独をなし一人の孤子なし家ニ十人の扶家
訓を制して子孫に行ひをまれハ終を将軍　家綱公を補佐し孝る甚
任堪らうと云へし其後ハ久世大和守廣之松平因幡守信之相馬長
門守忠胤板倉右京亮重矩内藤備後守鈴木伊賀守阿部豊後守
森重九許おし其人この仰儀を思ひ就中肥後守正之か事ハ寸

を日夜ニ心得ル事之然ルニ其ハ由安の舘ニて人と共り多くの人々
附合を通ひ候節六七人の相手として其時日の様多くしハ只幼年ノ時
之産業を守るに勤るに依ひ大塚先生において生学をすとし俸力に
ハ史書をとんで只管府家治国のすに工夫をこらしけりといへとも
実ニ事ニ処を又其古文を用るに世に於るの上乃水律とやら
にて折当りしかよ当家の御家子と申ニハ従是自分国政を少と
も申し立れハ各と心を一にして執行するに候へハ我々ニ於ても寄ハ皆
をも為ニ〆各の所存をも兼りし温和にて事を仕すてし時ハ
何事も成就せし依て御当家の一通を守り御家風之候ハ
大鏡院様御定置之通り通し一義及ふ処誠ニ今備いし残り示

なく各始法奉行法役人共掟を守り相勤へ事尤至極安心候を之也
於事ニハ今更ニ法ニ助ても無ニハ物換り星移り時代ノ風俗
有之候　大鏡院様御時代も天下一統同ニ而し武士ハ風俗も
質素ニて古風も残りしハ治世久しく世の風俗変しまて於是意の
掟一通りにては当ノ世ニ変を忘れ候てハ風俗の頽敗と存し右格を
改如斯せよとしハ無し我等か存寄し旨をも法役人ハ勿論近習外
様の者へも為知置度並ニ当時職ニ在而ハ　御先代ニ而日鑑とて
之日記事もすニハ何も其任ニ掛る者ては是ハ其先ニ例等を
致てハ我不乃日鑑ニて各之跡を守りて夫々の役義を勤させ申て
ニハ若輩之身共にも何事も存せし知事かすをも出取り申

一　足るを知人ハ賤しからさる事ハ無しと
家老職ハ家の棟梁の任にて何方にても其職分にて家柄を以勤ら
れ共とても智者にし其上能き人を登庸して其職に在らハ然さ
るまじく候となれ共人ハ世事の其職に任するを何ぞ家老ハ家老にて
其器の人にあらすやとて人に只是非を其主を能仕立
祖の職に任時ハ家柄の後生をも無くし揚名の家老とや
らにて其職に在りて其器量ならハ尸位と云ふとも名勤て
不及等にても職を辞し人事を投家老の其一の心得也人を
知る事よく是を主君にすへきものとれハ漢の世なとハ人を知る事肅何に
並立し共に一人能人を知る揚てなくし人を知を難し其任

政に誠しと古書に用る事無之承仍る伺列帯も和朝にし古実の
志を以て家中の仕置合を合せし事に是只実意より出る事にて
ても不和合事ならぬ也政ハ和漢共に内職よりして王者に権威を
何ぞ只父の中に政を研き表向ハ心安きやうにして内心に和せさる事有し
事ならて然を打砕き実に心易き者の出合ならて心に侍る事の如く
家に入ぬとハ只なと君臣共を隔てし尸位ならて其れハ家の
ため也ハ不和合の人を知るも一人にてハ其器にならし之根にも其三人ある
三人の智を以て三人寄て五人の力にてなし七人寄て七人の同心
出て之を行ふ同心を能く流るにも合兵らしくして持ちたハ揚し
用ひられ故に依怙贔屓ハ沙汰のかきりなき事ハ先知ることにて

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

ともに夜人を見用ひし親疎を不択故に我等年来は嫌出て其迄
あし揚の用すよくつるく心得て從此以後却て我記する者も よ
よすは格別自分ても出かくかり様子あるも有しよ出来も古今の物
かたり郷りよりもあるしく
常憲院様阿部豊後守正武忠秋の孫を大さされ御寺社
奉行の時より政治に誠を尽して天下の政事有しよく然されはわつく
私にも私儀も世間中か丈夫仕候尾張守ニ成人と政治を上けれ
よきは元も九拾五へとも其才月高く御出し定ヲ辞ス（西遊）き
と存其才代に実之を尋ねられし実は是なりとて御手紙に被申
いる御墨も自寺社奉行阿部尾張守とよ於るを御聞よ於て豊

後守家儀を承り出精勤め入念満足せしむるの御上意を蒙りしと
く畢竟私に心掛て職を職とする故也法家長たる者の得ように
無事なる御政家なれば安して来れば外にては家老へ入れを
ある士なり立身を望むまでは諸芸学問を好み学文する
より元入又遊藝を好み茶の湯鞠連歌俳諧のなかへ出て
家老の出くすとも仕方は相成元の文と
なきは跡さきより続しきに有ましい才人つるまと思れ利潔にて
いつ立きれ何に付ても事与あやかく油断のすまね佞言奸曲の如く利口め
和家をとつくるは出て又元の通り能ぶとせても場所をよまそ元ぞある
な又元の通り不相法にて地を潤し何事も花なとしたる人

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

一列外の了簡を以取捌方仕損しても元てよろしきまゝ養子婚
姻の孔ニ節し不違依勿論ゆへ他家より不取し家中同士
ニ相成候上は以前の不例にしよ六十以上ニても不成して病身とし
中も無し士の隠居死しまゝ手田を取尋あし以思も一通ニ尋し八
至相当は年令ニ答へしよく例の実様を出しまゝ近く御法度
を採り兼るあへし其上ニ而道理に違ひ候て同役相談し上下
一幸違ひ宜しき不二済んまゝ元へ無しく相下へ仰きまゝ觸流しるまゝ
尤不軽き事く同列法案乃法案の合旨儀ニ仕候ニ儒臣共
考出し和漢の例を兼し違書を署して觸出すへきまゝ後
々人の笑ひ不来様ニ元く元て報觸出し文段文字等も儒臣ニ

付兼ひ役させあしにて其出て駒馬を不及のこと只々をよ任し我等内門人初
て入府以し在所勝手家老始乱ほし者ともは出し也流に候
古来手馬寸く其上ニて両先代相勤居候隠居役ある老人共を加ニ
呼兼く歩行の名村の老人も其様中驚候を事し庄屋内を
も杖をつくをいさそうへ是を兼り御面白き事共よくへき又当時
頒ち寺式をめ出して衛村の古き事を兼りくて村吏善
悪民間の甘苦を思ひ候大ニ政務の徳を得しまゝ多く今内
書く家老の宅へ来ても有し事をし尋ぬへ八吉蔵老臣へ
御先代御成布しく其儀法度そしてまゝ家ニ帳面ニ役ヘ人有
ニ帳面ニて承をよ答るも大違なきまゝ御成とそる将軍家ニ

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

しを追ふてかへりけるとし先非をくゆるを不運殊に外しきハ而かし比留を
之して仕舞或日野辺へ立出ありて倒し道の辺に一つ付居りしを
つと振卸すに此刀ハ彼の越前国安吉門への作なる事ハ別に十ケ条
の者も野ありとしたく甚しいのつき根子なれ其刀の如しく殺され
の便りてい頃とも中に自銘の有ける門出てハ古鍔の取不来事法
居出不如首に合嘗て来たり杯ありて居けるかりしも又見置乞
代々むかれけるに六十余年さいしる嗜面を好き答之の六十余刀有つ付けて
兵とありける定むる前楷をとり斯く先生遠めやりて斧一無益
の物入とも掛けけるし毒なし仁人の事及ぶの事ハ心を直ぐにみゆるが
るするや　将軍家の御成とハ運ひありも出和しらひて出合

何その所ハ二所に代えとりして死を覚ても宜うる中にてすこし障
心を持ちけれは　御先代の格を取ら不如とするに丈夫を不付と
格にて刀を実にも無しなと母にも全く運事なら全運ぶとて明か
全く運して錢の主君にて土産とも用意とし路より運ぶのし也とも西聟
侍へ備前長光の服ありし宮へ付一ヶ年の的弓一張母へ綿一把書
へ羽二重三疋をしは最好きすれとも人の刀出ても物入無し持人
無当をひしき供の事なれハ羊尾家門へも御酒とし又ハおみて
と前の刀出ても出しも次第に母の指すより出て居ますはき流
ことは此頃ハ存命なるの無価にて取出し供の者にとて此梁
へハ为足立ト秘して極めしとて此笠の中へ一寸よを入れ置し

て華をのミ好近頃の家老共ハ諸事にかゝりて不忠ニ見え何れも早
速年寄役共ニ成しハ近来の事ニ候ハヽ　御先代ニ無き事つゝかね
事ニ候ハヽ権をて有しハ大臣と家老と斯まて心安く致す故ハ
国の治りも家事ても陽気ニ成し弥々御政事を取りやりくり事ニ
てハ君臣合体ハ成りけれハ是も其家ニ生れし家嫡ハ幼年ゟ
家老もちいさと何か是座敷ニ出し得ニたる事もしかしそれより育た
る人ハ公儀ニ使ハし其すへ行きけるを以て成人ニ従ひ偽心ニ成たる也
生れ出てや殊ニ重くハし他家より養子ニとありしたる者ハ互ニ
心をけりてぬと遠ひ礼儀をすまし諸とも其年ニ成ると
私を之入魂ニ成し又は念入ニ致すへし　御先代を取りし之法

事伺ひ用向例之内ニ用ひ次と秘ることの　ハ後是よりよハ
性よく数ヶ度ハ元取入ける事ハ無しと申と座敷奥ニ而ハ実家
老座所に而ハ度々と申て入湯いたし而ハ満座へ参て伺
ひける事ハ伺度るとの是ニ　御先代の格を取りし故之内ニ出て年寄
之任ニ致して八分を致す障ニお事なれの事もありて其身を
養のしも取ら家老の職中ハ法書ひ法奉行へ出し
ほまろぎ家老職にかゝり此方御無事ニ而篤実ニ心を持
其書物をとゝ之心を見ニ其の路を人に見せれ常磁にて成
と心を励し行跡を正し法士ニ後輩ある故ニて心掛人之
人ハ三事より香り実のある木ハ花より知りしのことく極て己

よ花のちらぬ里もれし心ゟて吉と申ハ浅川氏と云者の心ざしを以て
合点専らし

一城代ハ家老に続て至て職分にて御先代より掟を定め有勤来り
残らず又有ゆへ義国の手配海辺の所最重き事なれハ白川の事
ハ奥羽鎮撫要之地にて往昔陸奥守鎮守府将軍を置按
察使を置し秋田城介の任並として皆東奥を防御する
容易ならぬ事にてさ地ハ御一統と及尊所にて会津なと
御一族なる松平肥後守白川にハ御譜代の其才の家出羽山形にハ
秋元但馬守同国上山にハ松平山城守奥羽棚倉にハ小笠原
佐渡守同福島にハ板倉内膳正同国石城にハ平安藤対馬守

何れも無二の御譜代を差置きれたる事にて中にも会津白川の両城
ハ格別の家柄を撰ミ云云家老其城の城代を勤むるの所肝
要ニして定式繕破損木解兵粮武器の配木猶くと
不了国厳御ぐ監使を出し其木の備を依る事にて
等閑ニ至てハ御先代定に令成しる事ハ殊に重く家老番頭
ニて外役物頭町奉行と並び記功に交り不も無備心足らず同
様に出入有て御一和不致事ハ至て極大事之御主侍臣
無残所の者ニて令又他よ下事も無之大切之御
主右ハ相之ハよ大城を守りしる者事小事とも寄り場へお治
法士国若之をなす事ニて重き役人頭立しるハ若輩の具足

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

御離縁ニ成ル水野右衛門大夫忠政の娘を娶り是　傳通院様也
多く御子を女子ハなくハ松平因幡守康元家康として四男源
三郎康俊後ニ勝俊三男隠岐守定勝し三男越中守定綱
是　大鏡院様と定勝ハ　権現様異父同母の御弟也始ニ康
元以下何も松平氏を名乗り是より依て清和源氏ニ拝せて久松ハ
助ハ本名ハ一色にと知し是をもつてる也其上ハ年寄ニ為ニ此を
御譜第遠ゐ事にも有しも先達ニ段居共ハ略す　御先祖の事氣
ニ落久松松平と心得ゐる事もと相見しハ況や何かき者ハたゞ猶
も無庫職ル依て入ゐるれりし此出人表向を勤ハ尚ハよ
前後の事ハ何れハ一家族の家の事をと論ち心得て可存立

事とて法家は家系と照合しとも不照合ニて八家ニて法家ニ家圖と
申物を一冊物のごとく心得候もの世に出千と許取出して見ル之
是無ゆゑや秘の由也ゆゑ人ハ無しと伝ことをいくつも欲しき由よる
ところ欲きハ一家ニ存して其主人の家圖を一生不見ニ仕舞てもある
ことなく人ある奉公の考し是又不実より事起ル且又親類中ニ
表立候ゐるうハ奉札或ハ手紙ニても何月幾日何院の法夏
執行ニ付と白何院ハ現在ハ何とかいふ人男子ハ女子なれと
院号共ハ知も不しと聞も様也やとすまし思しく同柄と記候ニ
依ゐ其奴刀も差別有しすゐ所是をもつて八右寺事捨る候
欲し若何の日ゐするに詳ニ書留致其の年号月日法号ハ何

仙才之士ハ葬らるゝ事と相帳ニ純多のしは是も帳面のミ記し位ニ
てハ学問之事ニ心を合居のしは擬文筆ニ従ふ事大切なり
字儀を存し居候ハ文面ニ知せしは書以し者ニ語らするを仏書
ようしやいふ一通之文面をもしらす文法ハ大学之先ニ依て純乱ニ敢
計りなりと思ひ表向益度しかるへし其物書ニ而事にて
無此事ニ而説指出候ハ能き書の者にて書せ
其物書を呼出し候ハ諸事同様なり多く候へしも以後
役所より出る合にも有り候得共是又字宗の事なり不改候ニ
字儀を以て書より尋ね来る事を不知なり
ハ能く各所に味物知人ニ尋問て反検移すへし下やり故ニ取扱ひ

事ニ而てハ無之候程留守役使者を立て入説ニ以し古例之事書
付候ハ其儀は聴かれ互ニ主体を取合ニ表向ハ並りし相
合之事ニ而いさとも我等之方にもいまた但是を書付掛
ようしや用人始ぬ取り者有し以来其儀をおいて
用初に法式ニ有し日記を取出し是文物之無用之品を為
役者しも日録とよめハ後日の為ニ書取なり是を出載之合
いかにも我等出入合ニする為ニハ石段ニ大事ニ候
筆紙墨之費法ヲ以書付寸苦知共一冊書後を能く
之ゟ之有り候

一番頭是ニハ組頭一人充仲間年切し出し事引して

肝要なりこれを指南人一但の法士を文武ともにして尤重宝
家老ニ備る役儀にして身我ニ仁篤ク無してハ法士たる可
事也さらは但下之士を我子孫のことくね近えて撫し士人を之
知る事肝要なれハなり依怙贔負ハ役方第一之大事にて大人にハ相
隔きえんとやうしる事有し如にあれし人ハ情愛ある事ハ左
全く主道清出て人を知るをえかし用に立ぬ事ハなるを行ふに
ためし是立つものにハ唯平常学問をもつて弓馬鉄砲刀の業を
鍛錬さする事なん時にも戸信之心を尽すのしハ武備の業
の善悪識無事も役方家々平常稽古を業の如くにきよて
其ふの時用に立ぬまじきよとも無し其平日稽古の業人ゟ勝れハ

其必用に立事も難故人実儀の厚きと薄きとに拠る事なり
以て是亦二自然清人に勝れて他之はなき私を捨ひ我儘
役人様まの此無極故人技芸ハ不怠様に訓さハ役用に立
ことにてくるる時絶なしされハ武も何らの統のうち刀ハ其
色目を見せぬとあるハ武の基本二字とする処にて何かしぬせハ士之恥
をさせ戸旗本にあたるハ一句学問をもつて武芸をも其次とし
心得ある故人寿将忠信の道理を弁ひされハ武術勝る
所にて士道もこれ失ふる事出来ては子孫迄も終に至る何於と
やかましきも文道ハ知らぬ武道修勝利を得る事とやらん
事有し世上ハ杓但下のハその流宗に得る事さへする事宗まて

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

実子は不届なる子ゆへ擢の外にして置たるとも実に若労致し候男
子無し者及大病養子致候は是大事なりとて大病ニても其
間合ひも無しとて外より急養子として必死急なる事とハ
無しとも之くし親類ともに後日同姓之同を撰ミても無し所ハ前
目有しれ無し者を大変をおしほ他より家中同事ても内々御届候ニ
常々又急養子之所ハ養子又ハ子之お世話致す事有候世より身上の
家風之外不平相同事にて様又女子伝組し候是又家中事にてそれを
以しお届つ人命同の達ひと伝世年ハ取親なしし其の伝組
ハ右にすとも夫とも実ハ無様なる有しハ格別よりする結納
之式ハ婚礼之義式ハ其事なし礼義の不礼格ニ格様お

血みち実をもつて候事ハ外ニもさほど分なく小笠原吉良伊勢などの内礼
儀を用ひ来る事なり婚姻ハ万世の初一世に一度ある事にしあれハ略義をも
取計ひ小事にてハ無之候ハ倹約を用ひるなれハそれまてより料理
の式に有しそ外これ等ニ取りよりの為に其備り酒肴を調へ其外
酒宴をもしくハ路上にて落款物等ニまれ礼に至る婚礼しみハ楽
を設事あしと曲礼にもある礼義にも無しとの事なり奏楽を不致事
をつとめとし　内先代之御法を守る事を守ることを
済る合点の段なり無して冠婚葬祭のことにも礼義式を闕し
候事有し万端下々にも当家なくる　御先代出御定の合点なくして候ハ、と古
右以上ハ士ハ筆也ニ記者ニ候所あるとて之を士の身上ニて送りハ

高ハ三百石以上ニて外ハ歩行にて袖を差して事ハ其ニなる事
才ニ而格ある様ニ而江戸役の者の八是之ハ是其の通ニ而也ニて
是ニ而よく門外ニ而代役ある取遣ニてニハ是非ニ其の勤方
組下の者へハ其文言ニ而相文言ニよく人を之ニ而組ニ而是
肝煎ニ而後ニ而心得人様ニ組頭行事の勤成ニ付ても不心
得ニ而有之ニ而其書ニ而別ニ而相済ニ而一人不相知ニ而当丈
此内ニ人不也ニ而面倫家老之其外重役ニ而内ニ而人共を以ハ役
候もニ有之ニ而式ニ而少不及ニ組頭行事共不兼ニ而是
出る様ニ無用ニ而江戸勤番之所ニ而不相済様ニ而
御前代ハ相定書ニ而相文様ニ而相加出入別席ニ而

相心得可申候
一同自役ハ三段有之大目付ハ物事大目付と云ふと大の字を取りて人
横目ハ是又物事も支配ニ而不足目を横ニ而をよして横の字を書
らし之ハ人目付と唱の名目ハ何事ニよらず目を付るといふ
事あるに附きハ…ある者ニ而人大目付ハ横成を以て其上其
の上様ある気を付人君の事ニ而其身の分限を考へる
ニ心を付のしハ家老番頭其外諸奉行諸役人共ニ至迄ニ心を付
有之ニ付目を付のニ無之ニ而家中の仕置大目付共家老へ下
渡人役候ニ而上ハ家老重役ニ而人共以下ニ目付共ニ而渡し盛
ニ以の事勤方役し之迄の目付列座の席ニ於て無役職の者

談ニ其下達日白是ハ日白其の日ハ不ハ而如を被下而日を有
させて仰下候事を承り合点しれ申ても其席ニ而其て
申まて下ろ由其疑ふたハ無しニ大切さ抄合し者不知ハ而勝負を
して迚到ハ不出来可ルと思われ御若其ハ之而初而仰も有所
其刀共日利もいなかし無骨等ニ而も二頁ふのを撰ひ下
有し大目白ハ家老ニ而大法候すも家老のま表出て為命ふた
二ハ相互ニ実美一和いたしお勤ニ書外し法士認安家
老ハ其外主人合のし法人且家老共ニ家中ハ如何様之有
有ニし御違して為され御事ニ家老共合相違してハあり
其故ニ天下ニ相成を其事ハ存意を見と申人の字に

いたし御流し法士の心ニ有ら心得申ハ法ニ而申すニて仰乱りさせ
尤至極と存候ニ而抜して彼ニ付しお尸様し夫ニ文字の顛倒ニた
人を自ら問ニ而純ふりし儒臣ある人ニて見ある仰人一言ニ
ニてハ臨ハ不気付て外急ニ其子判之見敵中喧嘩口論し而掛
切腹様候の錯ホと候ハ主も役候ニて重ろすた二十年日夏
こ支を相応当家不残やし心得とおし士ニ様を切たる人
而に無り分錯ホハ武士此時の人ニ付と日白江にして仲間大会
定 御先代ゟれ江戸ニ登り候ハ御役ニ而 御老代ニ 江戸ニ而を
いお守様の御ニ而も承りの事ニ目白江ニて家中の士
の善悪相応を見而申付しニを役候と心得候ハ人得候と

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

並無相無しけれはお役人礼に出てのく無相番ヶ日傍にも出来
行こすハ日々役しての越度となる事ハ不相済ことゝなる
様に役を勤候のこともゆかゞてより寺の者共ハ勤さする事
様に当方のしハ法事に而寺院にて法事焼香礼をなし
法尚又心得ハ有之候或ハお殿中ヘ並病人孔ハ者有之候而
掛去切にて其者と席に不出ニ成候家なからも相ニ而法役し
遣しの儀ハ日々役として心得にて相又勤候害に随へ而第ゟへ
可有之御門に於て召有之を夜中切に成し其者入候て
役所へ参りとて押而参り候へ四国待ハ是而其外四ッ家来
右其外ニ夜中供として有之月に而度々定有之宿下

いゝくニ者共の出入ハ無之て其上ニ而勤候ハ出来候事と侍とも
ハ甚不得済ゝる事にて而名の日々役にて下日々其の日ニ而から者
可致やと是をさし当り不日迄ニ而て其名の事にも
二付しゝハ勤方相当に不被下 御先代に勤るゆゑに勤候心得
御法も在し年を経て去乱に無其を守文政の免ぬ宿
ならハ是ハ無之勤日役を其ハゆと心得方勤候事入
も右様を夜にハ其を無しと可然も役り大宿之事ゆゑに
て来り所を来て而夜中に限りにて上相を定られ来
其上難心得人ニ而才在之了ゆえに而返答の節に出し候
き此家風にゆしに而役所を示し支るに持参ニ而ハ定て無様

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

子細有之由を申ス(士道)なてハ難心得ト申又其外も被差使
より第一とハ言分をたてさせ金銀にてかたまを賄ふ故人を
相使ひさせし利金をたくわへ行度ハ費を省き倉を修
し不足の備に貯候ハ士の心得ニ候ト使ひ相利金をかけし利を
貪る事とす士ニ不似合成故無益物出候ニ借りて金銀を
出し利をたくて能を楽ニいたし誰も事と欲を楽ニ
しけ在郷ニ相無と存のむ金を楽しみ候と増ニ思召ト
金を楽むハ至て賤しきことに欲をも業として士の欲をするハ
是とても金銀を貯ひ一家親類も不及ト法侍も分の夫
窮いたしと金を救ひまてのよ行ひは何とあれと成の

奉公のかけ引に而命利を食て私の心入の賤しきことハ法親類の
為出ても味し助言致すに志ハ如何も施し人被申て印と知ト
者の侮り候しに唯其時々の心得をたしとあらかし
是等ハ小利ニ而上ニ泥ミ言事を存候の上に有之同
自然名執に不似合の事を欲するの外所作不足過し
少事に而し至ら浮遊を嫌ひ家老共へもお差出す人自
有もと同しとの自然と同を不自由の自由に相ハ斗同意有
共とハ誠ニ虚名を擁するのことしと心得の者ニ而し元思召
一子孫の傳家老并ニ若年の心得一同ニ乃申し候役ハ順ニ役
儀を勤功を積候上ニて其事をかたる訓ニ年寄をかけて子共

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

の音を保佐するのみにて重き職なれハ和漢共に保佐の
任に当る人ハ能々心得ある事也されハ子ハ我家の家督を取して
人君の恙なき頃ハ不忠不孝也況や臣下としてハ他家へ奉公を志す
頃ハ猶更知るか是を同しく人ハ君の恙に音上なからしめて府
下なる沢ハ即ち君父の例の如く君の心得大事にして第一のミの
即ち学問也されハ猶に扱ふの上に学を用ゆる学問は
主なるものなれハ其内にて君臣の礼を以て其気を治め
其出入とハ即ち何にあれ有し幼少より学問に
気の法なきものハ無しの如く其流れて書読むことをなして
何に学ふ事ハ元気を治むる如く不事ハ例に従ふ者なる書を

讀学文を教へて為さしむ書写のよりも細かなる所の沙汰
あり漢ハ一ヶ年を経て漢の聊かも事を経てハ是より
即ち唯仁義を存する人ハ友として獣に異なる事の心の所を存し
肝要のものとす例へハ書物の如くなるによりて我身の音上
もつはら与へて言ふ人ハ未た人として我を重く遇せしめ候
人を知ることもまたものの如く道へ依りて場に依りて幼年静かに従ふの
内に学問の力を入れ敬の工夫を凝し存する忠信の道を行ひ不省
猶に音きこゆることハ言何そ成人いよいよ治して就中許さす
誠を入れて我か心に募るの気を振ひ富貴を得るを
不守入るものにて字を為す事ハ前後の因とならす儀に及ふ

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

の心も解さるゝ如門と諸り得ゝ悪事ましき条ゝ徳下ゝ者
を刑罰するゆゑに法の善くなりしと人ゝ命を助くるたとひ丈
夫ゝ悪事ハ心ゝも浪せと云人ゝ命を助くる事有るこの
女も河には仏も阿弥陀に任る所ハ病者ほ参り如ゝと丈
有初年よりの盲行婆ゝ又幼年時ゝ同じ浪と云事をとゝ取扱
を見候事故宅ゝ物好きとせし乱了ゝ気遣を守りて
諸事よゝせて足を浪し自少ゝして浪さハつらし夫ハ純粋
まゝ眺り猿楽の出風を乗る者も有し其外杜若の事ハ衣
ゝ角力と云ふの法度の家ゝ抱て是を好み候事ゝ人在せさ
る紙に人の力を戦ハせて無気ゝさへゝる是仏の楽しきものや

粉々得ゝ或ハ月見茶の口切年忘れの名を設酒宴を催し妹
と云の三月には草花を翫ひの門静をうつりて若を携
詩を賦し和哥はいくせを月見よ年忘（ゝ年忘）徹夜酒を
呑謡舞踊まふて月ハ餘にや又善やし花ハつくゝ咲ゝ
有やと料理よき事は実の茶口切にて扱ひきに茶の口切とする事し
ゝる説ゝも無し宗旨く見て今年の茶到来し仕を密
茶寄好き料理をして甘茶を飲しとは上ゝて家在初ゝ童
浪しよりて形の哉茶ゝ似い時て口取りして自らゝ要し
て茶を撰さも騒くなりてこれを外に茶を好てりハ西へ
人ゝなりしゝて互に参して茶を撰る実美の並なるに酒

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

宴を設る事ありさてさて催しける事ハ無しと年忘といへる事我朝ニ多
甚流行して年中行事にも名目有る事を定むといへとも是ハ於て町家
共ニとて設けたる事といへとも名の家共にて候ふ事ハ無用にして
例の酒宴の中ニ専らにすへき（されハ仙沼ニも酒宴をすくさせるへき
日出前ニする事ハ詳ニ語りて記されし此名なる人也我欲ひ来
ケニモトハヤ心得ひある人の事にして貧の世徳を施し他の所にて
幼年よりみな楽する事とし鳶飛魚躍上下明らかとそいふ事にて
らひ合を以て一葉同の権力ニハ馬毒猛の共業となりとハいふ事た
人浅ハ長者迄をも扱ふ人常に扱利をとこしまなりをいたし姓神
を流り欺偽にてありし入る事ハ公の道にもしてあら馬ハ為命てし下

扱上正しきにもあらすハ三軍を門率して采配を取事とハ所謂かめこと
甚を知ひ得て人に指揮を初合戦の場合に於て口に揚ことはりせこと
近城の攻方まても武ひ有て指揮せる事とハ天に時を得
其利害を不知ハ闘きる事とも今然ても言時日人事ニ応ずと人
（ハ人和を得る事を第一とせる事とハ人君の徳令ひろく是ハ
三人と共の家来ニ教セハ是を殊に得ハ来陳とくとも
人の徳すれハ将服せる如く物を失すハ七日ニ集まる
御しに心を掛け共ニ人のみにハ一命を捨てもと存し候家来
をハ共にしせする事難に驚ひ身にして初年より客を活流
無慮を知ひする事ことハ天下ハ治る也のあら是れハ礼ことと

なることを仰せられ書をよみて年老たる者ともおほかりし古人の
詞を評せし事ありて大名ハ学問とりて広く書を見てある事を安
四書六経近思録等を偏に遍くよく伝り深くよみて字義道理
の講説を了れば先の道を今得せし事にて政我の事ども
少しの儒者の事を知て我意ある事を考てみるに無其国の書は
語も知らずよく日本紀かよみてもよみ善悪てもわかるや
らぬ事多し只治世に将の事かる乃纔に王代一覧神皇正統記天
子の歴代をしるしある多ハ根多かれとも撰集抄並後抄へ太
平記等にて通鑑にも優れとも事実不正からん保元平治物語を
見て頼朝公の天下を治めし始北条八代天下の権威を取

尊氏公の将軍に成りてより室町殿と称して国の治乱太平記と云
書有ともも文をかざり実少く以園太暦とて也足か纔ん伏信也
の天下を取給ひ歎き秀吉か天下をとて一統せられし始終
権現様御若年より御一代の事是は辞書に知る事を
是を知るに三河後風土記と云ふ書の是を詳にして実を失す
家忠日記松平記近代にハ永戸にて出来る東遷基業纔ん
又木村か家にて編する武徳編年集成ハ武徳安民記擁戦
録等と云か纔ん其中姉川味方ヶ原長篠長久手なんと若
戦士ハ昔代の忠勇の働き敵味方の合戦の利害を不論
側向の者と談論し心を一勲し柔弱に少を持せて抜きで之き

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

酒を飲て気をもましはさすまじきことなりて言ぬは信の言なれ
先母に孝なる人は母負所ある子は孝道のりて志よく育
しれ未だ懐任の中より教道くは不世子に出て有人孟母の三交
居を称しられしとまて不学の嘉言善行を語せさするは
語りきかせてこそ却て身の行ひの修りにもありて大切なる
主人は仕ふる時は傍の者にも上は主人へ用ひ子孫に仕へ家督
をもたせよとて守役家老の命にて清く我子の為には
友安くして主人の子は敵なくさすなれは表の家老と申立
是おしてて聴やかしも心を病しより曽祢若しやうせん加判
となりて遠方外様のといふ無差別家来をもはなれの

なのりしは勿論たとひ気に入し老ありて出仕させは子よりて徒は
主君に入りしと申して夫れは学に立せたしもの心にて家老に
心すれは心も探りのしもの主君に入りし次第に気に不入し次第に
のものを存して家のために家宝重代の長役を其者を主人
俺は無く候ての御為にも成は家老に気の候の共の様に
存をもすへ心に来たりし是非才知のある者にも有しは気を
候りし人常と入視みなりし人まも汝して仕の事も出入せり
申さみと年をかみて通ものませ食事と相付て食
をまかりて団座して物語するものくは是ほとるもと守役あり
抒人事に人入るもの得字にも者共ほとも前に無しも様に

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

理屈も有善事なりともせんつるいゝ事ニても先格ニ任せ可よ
心得違ひ者の将軍家ハ君中の宅へ度々御成遊されしが
其后ニ飽及ぶ度ニ御成あつて御成なされ有し或時酒井
空印ハ其後牛込ニ有宅ハ成而致すまじきよし申上
也　家光公又正保二年六月十三日ニ記　大猷院様堀田加
賀守浅草の宅へ成御成時御馬ニ召ての田加賀守ところ
中へ入給ふ有し　将軍家なる如斯甚以下賤者無作法
ニ成ぬと伝ふるハ母公へ申上又ハ心を用ひる事にて婦人女子の
ことく奥深く育ちてハ人の事を知らず下々の事を知れと申上て
人中ニ出て物ニよりても見きゝし給ふ抬き程子の人にもゆき是之ても

扨鎧と申もの着初ニ付さし引して或ハ其代ニ叶はせ申ても一度
着て見ての後ハ着てゐる事も好きまゝ人多く成けれハ鎧をハ兵訓の様
ニ着る事なりて仕ぬ武士也而其あとの鎧を着て馬
ニ乗るてある事ハなくて鎧の胸板胴輪ニあたり可けれハ甚可
鞍の上にてえけしことニつまりくるのけ其ても自由なり
是にてハ心も無ねと思ひて毎度出て見しにやりて自由ならむ
鞍にも鞍の上を手もとらぬ事ハ或ハ鎧をつけて其ほと働きを成
て出るる鎧人　大猷院様御時御鷹野の御成時御拳を御取て
時鳥を追ひ御狩をなされて御一人ニて御用も手ま入りて出かけ
御手ニ伏せて墨付を書き給ひて御世ニ慎み見給ふ事ひ木同様養父

御車寄ノ上ニ出世ヤとせば馬上達者なりとも用ニ不立所ノ馬
場ニて馬ニ下乗すとも唐破風を馬の飛越する所は沖にて
用心の事にして山坂とても無構送し大道すとも一癖
あるをよせ出ニ所の落ニ仕る所は何なりねず残る者
我馬を殺し敵の馬ニても取て乗る時気味にて乗なりとて
強弱よりてはなりねずことなし何方の若者事ニ
而の上弓を射るは武士の常の業といふとも弓射ると
中ニも挿たる間作足姓神を傳て世実よ弓道を学ぶ
よからん指矢を射て眉をたかめ弓のみをもてあそぶ事なかれ
只是己ふの上達せりといふ事ニためなり　唐書　射学正

宗唐李ニ再伝して流暢に第し射学の道理を要して一葉の上に
あらはし他書物は無しや神先又要して安富河手八海に伝ふ
於江戸ニ此大射ニ其童室にして此書を立て工夫をこらす
ニ能ハ之れ能書物とのみ能しや幼少にては能すし名将
川之石船にてよきを見る所の地を定むるに能は弟ニて弓は武器の
長するよの神代四方より古実影して古実者を道自
尋ぬるの上は武士を弓取として此道に了ニ武将は其位
を嗜みて人の取に汲事多し中に遊覧して仏は無く
九重ニは中ニ其内の能ハ去也の所ニ立て人の及をのぼ四季運
河梅の勝ニ海山を楽ニ本を尉ニ人を用ゆ事いはし是等よく

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

是も町奉行の家僕何年寄共の申付事自ら計ひ上様下民
まへ訳知なき様に事ハ止ぬよふ事ハ無之候と度々ご下知も
以貌有し人を貌を申し通し人一通或ハ町奉行の門前にて物語に
一人々をも致を損ひなよ彼ら事ハ律も出ぬ人天下の法度
ハ三日法度といふ口をよりて世ニ守る者しなき仕事之て商売
致しで末々多き事ハ是を出しハ役人殺世も無之者多有し候
て表向の法度等出て江戸の町奉行者多人々是ハ町内之人々
出入致等の事を申付るべく毎して右奉行人を以申者
を同明を以て捕へ刑罪に行ひ候ハ甚煩しき事のよふに
町内并に其家主の借家の分ハ是を町内并に此律法に掛て

此重荷を致す処を探り出る様にや行ひ是をきけハ我等を
のも不審なり此上ハ猶て是を助して雑し出し下向々工夫を凝し
奉行の者共を取立れ止て之を門々に掲げ人は後町に在て
一和し一國の治り豊かならんやと如此ハ事術語を取り
示き事なりと訳を聞て我等人共に一人の判悪くして来まて
右様の処を合せる事と云て人共ニ申入罪なき人を罪となるか
動かる板倉伊賀守の所司代を勤る時判事之ハ大器識量
の判を清なさしき事共にて此町家にまで以て左る人のなき様に
一町ごとに此律法なる役人是も預る主の新たなる城下町人の名
修を記し訴訟等の場に借家拘の者より取り居宅を

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1
ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

にハ知らさるやうにてなし勘定方の勝手向ハかりよくハ聚斂ニ迄
ニてハ其任にあらされハ一国一度の如きとしてハ節度を守り貴
き者ハ省くて勤しむ所なり是を下へ移しやうなきを存し下の物を
貪る事上より利益をとる所に上の勝手を経やしより法事叶ひすして
下ハ上の費用をてるによりて上まて費をせねハ下のたる難きも此
とき宝にゆ食足るゆすて彼ハ左右勘定方のきれいも之を上へ付
事も節倹をすとし費をせさるやうにする事の肝要なりと思ひ
人多からんとし又所の困窮ハ上の下もへ付下も能く廉を守りて是
者もて有しと是其又上より勝手をとれ見ゆる所下へ益を付
上へ損をして費をさせるやうにし困窮て納りみ来る事ありなん

に慈悲以施すへき無拠流し候事を見て為し而して是を以て
其もの為にして中国の目を以て義の表を立る事にして下の痛も
知らす我か安楽を好む世上故の借行の有る時ハ飢饉とも
いへ共人別の段下にて後世ハ飢饉といへとも多く民の多ハ上より際
の政令の下々を立る上の利を以て仕方有りし故飢饉に当る者出
来たる時に国元あるより出来る是を以て不徳為の故有る事なし
賊徒をとも治して上に在約かれハ世の民ハ豊かなる故何とか金
帳で入れハ又帳て出れ共其の教ありし昔不敬民不盗とありし勘定
方の事心得と政をハ其処として下の事ハ云ふ安く上の事ハ以の外
くきうの事とてハ我等か自分奢侈為にするありとし迄

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

円光ハ其の別暁未足らかりしに終ニ其処を去て所々に其義あるを
を思惟し永禄天正の比甲信三遠の両ニ在りし定而武者
の御旗本を身ニ付し文章之事を凝しおのれ生育不肖かりしも
不若き人上下つき並てさハりなき立居振舞よろしても肝心の知ニ指図有
之て八其法ニ不堪人先馬を達者ニ乗ると馬術ニ而仕様
にして乗候而ハ難場を乗り挑ニハ上手か地形ニ依而馬よ
ても人の乗かかる馬ならでも可川ニ而て乗て池ニ落しらハ用なきと是ハ
されハ既ニ戦場ニ而ハ寄き馬を兼倒しし時ハ敵の馬を取て
乗すなハちてもすりし心を不ねるまでも如く不ね乗其にとく
乳ニよ鞍ニ利不して八同書右にし光孝道ら松平越前守

味ニ福井ニ而ハ三月吉家例ニ而家中士共九馬を乗り処ニ而
乗廻り下ニ乗入時脇差にて大鼓を敲き旗を掲げ地をゆるめして
さし馬の陣にかまをなし旗出させわぬ所の鞍をさし
飛ぬせさるを勝とし是ハ古へ九の時ニ無足の時ニ御通と云
ことなけとのりおろしを乗事ハ拍子を打も乗てとしても其の業を
乗し人併せ十三年より以上ハ出て乗し何ほとも国立人羽織を着の
窮り物とて馬の毛は大洲ニ而出て乗もの以は乗るをもなり
しめ乗出て人業をして其九業ニ八ツあらしし年寄共も言好こ
て健ニ乗る八出て乗り越前守当国好の年寄馬を乗を
これハ子三百年の余あるの馬あるハ何ニ在てハ見てきり見

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷲宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

要を得たる道をしらむや後教に存付仁義を以てせ
させる時は家には是れ善人御扱に賞罰あり忠信
ありて国家共に危からず此事小なりとは法行人は不及
物を節にのも大なるは此通りと思ひを得ずして其外も
時に臨んでは家に應ずる才智は無して處置をせずて
無費徒に御からせのよ人の情を悪して立たれ事はなりにて
ては徒ても器量は出ざるものなり

此書は　守国神公の御遺筆之由重國借求而常に
又をし　御主意雄有御覚写也子孫に為心得に
謹而写し置ものし

（朱）守ノアヤマリ

七十五翁　駒井重卿

いましめ之草

（朱）其七　守国公御著述

世の人用捨なく人の心をとりまきてとを見れども入りて
其害を志してのおしまれは家々ずしてやしこれをたまりて
いふ事のはその所やしくおそろしきとけれはみ見てむかし
いつの危しくおそろしきもの来るを見てさらし年々日大雨をいて
けは家しをみては暑日水を弄されは水のさとさするをかに是大
其水いつの害ものおそろしき害をしるし二は善に御のる
皆是れり泰平二百年余を経ぬれはつつしさを知りおさえて
実より御の海のたてりしも都にて人の心をゆるやかになるかせ
いみしうより心をいましむるもあつくまもれてゆるやかは危き

事ありし鎌倉の代はまことにつよくあらけなかりけり歌
の道もすたれてつはもの猛威ありしかば其の世のさはひ付して
たゞとびすがれども武将の家をつぎて何か風流になりきて
新たの梅にも気ばき心をかへりし時とまつるといふくさてきまさ
北条の末奢侈に奢り田楽やうのことをせしこの気色とさばの武
将の心は先たれ〳〵の花奢風流の雲上にまさるをばかまくしむる
所なりにありしの旅にや高時のかろしけるも尊氏を守
ての士たちの尽はなりしくなるをれより足利の代に至り細川執権
して奢侈をとゝえ風流をなすいふれ世の風もいさゝか改りぬる
ところに義満公とにして奢侈をきそる風流でもしつかに

雲上の風となり堂上の人々常に仰せられて和哥音楽にふけり
て武将のすがたはうせはてしやうにありけりそれより高家まで
今川の家まても奢をきはめ花奢風流になられてはなやかな代をな
ろだかりしありさまよくへんをあてゝ之をたとへむかしの教をよく
御のことよりも亡国の政には詩哥やまた人と双もよまひとを見事なる
ほかをの華奢を争ひけるとかいはるゝ時は清朝世胡服変
して中華の服を着たるは大や国おとろへぬとその指摘敬
をとれよくやよく久しく存てありし詩哥これに至りてはやされ
るすゝりの封ありて其中には此の詩書にて唐人は何り
といふとことものことをいふとも何の為たれにも知らじ言は此の人

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

238
577
1

ゆゝしきのみとしいふも薨しぬるよ私はうれへハ南国殿
此所谷ハ南合筆之新田国奈代々より之所合戦後
ハ鬼歌ゆり留の吾勢してなし所
衛ゝつり君史の御をてむゝ宗奈元の所の図を遊ハ
所要人をかりけんひ筆之中ゝ下記しゝし

守國公御詠

此一巻慎テ不扱必他へ出さゝるへし

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

238
289
1

国立国会図書館　　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用

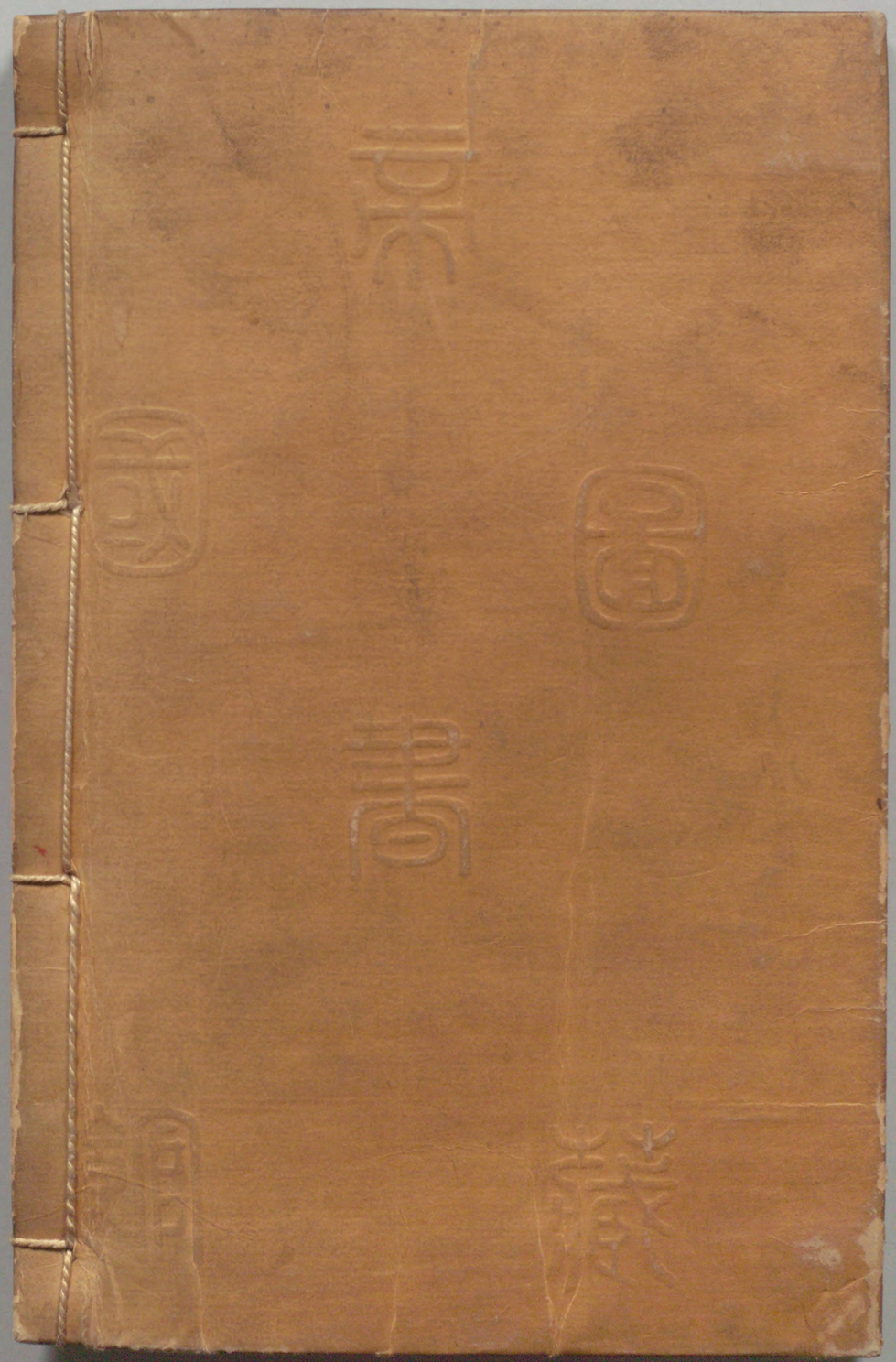

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1

ガラス使用